

議案第65号

南丹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和7年8月26日提出

南丹市長 西村 良平

南丹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

南丹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年南丹市条例第67号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後（案）
	<p><u>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</u></p> <p><u>第16条の2 任命権者は、南丹市職員の育児休業等に関する条例（平成18年南丹市条例第68号）第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>（1）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p>

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 南丹市職員の育児休業等に関する条例第23条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

<p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p>第17条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p>第17条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u> _____に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>
--	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の南丹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。